

## 学校法人監査のあり方に関する提言

平成 22 年 6 月 9 日

日本公認会計士協会

私立学校振興助成法（昭和 50 年 7 月 11 日 法律第 61 号、以下「助成法」という。）に定める経常的経費に対する補助金（以下「経常費補助金」という。）の交付を受ける学校法人は、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）により会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならないとされ、また、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査報告書を添付しなければならないとされている（助成法第 14 条）。

一方、学校法人の設立根拠である私立学校法（昭和 24 年 12 月 15 日 法律第 270 号、以下「私学法」という。）では、財産目録等の備付けに加え、平成 16 年の改正時に利害関係人に対する閲覧開示義務が新たに規定化されたが、これらの書類についての公認会計士等による監査は求められていない。私学法に閲覧開示義務が規定化されて以降、学校法人の説明責任の観点から、利害関係人への閲覧開示に留まらず、広く社会に対し財務に関する情報を公開すべきであるという声が高まっている今日、財務情報に対する信頼性の確保はますます不可欠であるといえる。

これらのことから、既に 35 年を経た助成法に基づく公認会計士等による監査（以下「助成法監査」という。）実務を踏まえ、学校法人監査の制度的あり方について検討し、私学法に基づく公認会計士等による監査（以下「私学法監査」という。）を制度化することを提言すると共に諸課題について考察する。

なお、私学法第 64 条第 4 項に定める法人（以下「準学校法人」という。）についても私学法第 3 章の準用があるため財産目録等の備付け及び閲覧開示義務を免れるものではないが、現在の助成法の対象法人となっていないこと、学校法人会計基準が必ずしも準学校法人の会計の実務に浸透していないこと、専修学校及び各種学校は学校教育法に定める 1 条校とは異なる体系に置かれていることなどから、私学法監査導入についての提言においては、今後の検討対象とした。

### 助成法監査の現状と私学法監査導入の必要性

助成法監査導入から 35 年が経過し、公認会計士等による監査は既に実務に根付いているが、その現状を概観し問題点を指摘すると共に、私学法監査導入について提言を行う。

#### - 1 助成法監査の現状

##### (1) 助成法の制定と監査

昭和 45 年、私立大学等の経常費補助金の制度が創設されたことに伴い、私学

法の一部が改正され、経常費補助金の交付を受ける学校法人は、学校法人会計基準(昭和46年4月1日 文部省令第18号)にしたがって計算書類を作成しなければならないとされた(旧私立学校法第59条第8項)。また、毎会計年度所轄庁に提出する計算書類に公認会計士等の監査報告書を添付する(旧私学法第59条第9項)こととされ、当初は、私学法において、公認会計士等による学校法人監査が導入された。

その後昭和50年には、当時の私学法第59条の学校法人に対する監督規定が整理され、私立学校の教育条件の維持及び向上、修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性を高めることを目的に助成法が制定され、公認会計士等による学校法人監査の根拠は私学法から助成法に移行された。

## (2) 助成法監査の現状

### 監査対象の学校法人

助成法においても、経常費補助金を受ける学校法人は、毎会計年度所轄庁に提出する計算書類に公認会計士等の監査報告書を添付すること(助成法第14条第3項)と規定され、昭和50年の助成法制定以来35年にわたって助成法監査が実施され、すでに、社会的制度として定着し、平成21年度には全国で6700余(準学校法人を除く。)の学校法人のうち、5,600を超える学校法人が助成法監査を受けている。これらの学校法人の財政規模は、100人規模の幼稚園のみを設置する学校法人から数万人の学生を擁する総合大学を設置する学校法人まで、さまざまであるが、その財政規模に関わらず、一会計年度内に収受する経常費補助金額が1千万円未満の場合には公認会計士等による監査の免除規定(昭和51年4月8日 文管振第153号 文部事務次官通達)により、文部科学大臣所轄学校法人であっても助成法監査の対象外となっている学校法人が存在している。

### 監査事項の指定

また、監査事項について、文部科学大臣所轄学校法人に関しては、「文部大臣を所轄庁とする学校法人が文部大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件」(昭和51年7月13日 文部省告示第135号)において、「学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類(資金収支内訳表及び消費収支内訳表を除く。)が作成されているかどうか。」が指定されている。

さらに、監査事項の具体的な内容について、「昭和51年度以降の監査事項の指定について(通知)」(昭和51年7月28日 文管振第215号 文部省管理局長通知)の「二 監査事項の内容について」において次のとおり示している。

ア．資金収支計算書について

ア) 資金収支計算は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。

イ) 資金収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

イ．消費収支計算書について

ア) 消費収支計算は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。

イ) 消費収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

ウ．貸借対照表

ア) 全ての資産及び負債は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

イ) 貸借対照表の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

エ．収益事業に係る計算書類について

ア) 会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われているかどうか。

イ) 計算書類の作成に当たって、その記載科目、記載方法及びその様式は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従っているかどうか。

一方、都道府県知事所轄学校法人に関しては、それぞれの都道府県の告示等で監査事項が定められている。初年度監査の場合には、多くの府県において「会計制度の整備及び運用状況」に関する事項が監査事項として指定され、また、複数の県においては初年度以降の各年度の監査事項にも当該事項が含まれている。しかし、こうした一部の府県を除き、文部科学大臣所轄学校法人に対するものと同様の監査事項が指定されている。

監査意見

助成法監査において、公認会計士等は、全体としての計算書類の適正性に関する意見を表明している（学校法人委員会報告第 36 号「私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査の取扱い」）が、前述のとおり所轄庁による監査事項の指定に基づき、計算書類作成の基となる「会計制度の整備及び運用の状況」についての意見を表明している場合もある。

また、監査報告書には監査意見には影響を及ぼさない情報提供の場として「参考事項」（学校法人委員会報告第 36 号「私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査の取扱い」）が設けられており、寄付金の受け入れに関して所轄庁の通知等に反する事項があった場合にはその事実（学校法人委員会

報告第 39 号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い」)を、また、基本金の組入計画にかかる意思決定手続に瑕疵がある場合にはその事実(学校法人委員会報告第 32 号「基本金に関する会計処理及び監査上の取扱いについて(その 1)」)を、それぞれ所轄庁の要請に基づき記載することとされている。

## - 2 私学法において説明責任を果たすための財務書類等

### (1) 平成 16 年私学法改正の趣旨

学校法人とは、私学法において私立学校の設置を目的として設立される法人であるとされ、その第 3 章において学校法人に関わる諸事項が法制化されている。この私学法は平成 16 年に、「学校法人が公教育の担い手として今後とも健全な発展を続けていくためには、少子化等社会経済情勢の変化をはじめ、法人諸制度の改革、規制緩和の進展など学校法人をめぐる近年の状況等に適切に対応するとともに、様々な課題に対して主体的かつ機動的に対処できる体制にしておくことが重要である。このため、私立学校の公共性を高めるとともにその自主性を最大限尊重する現行制度の基本に立ちつつ、各学校法人における管理運営制度の改善を図るとともに、財務情報等の公開を一層推進する」(「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(平成 16 年 7 月 23 日 16 文部科学事務次官通知 文科高第 305 号、以下「305 号通知」という。))ことを目途として改正がなされた。主な改正点は、学校法人の管理運営制度の改善、財務情報の公開、私立学校審議会の構成の見直しの 3 点である。

このうち、管理運営制度については、理事制度・監事制度・評議員会制度の改善が図られ、また、財務情報の公開については、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成すること(私学法第 47 条第 1 項)及びこれらの書類と監事の監査報告書を各事務所に備え置き、利害関係人からの請求があった場合には閲覧に供すること(私学法第 47 条第 2 項)により管理運営の充実が図られた。

公開すべき書類の作成基準や様式は規定されていないが、その後、平成 19 年には私立学校法施行規則(以下「私学法施行規則」という。)が改正され、第 4 条の 4 において、計算書類の作成は「一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従って行わなければならない。」とされた。

### (2) 私学法で作成を求めている財務書類等

現在、私学法において説明責任を果たすために作成・備置・閲覧による開示を求めている財務書類等は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、そして監事の作成する監査報告書である。このうち、監査報告書以外の書類については、「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について(通知)」(平成 16 年 7 月 23 日 16 文科高第 304 号、以下「304 号通知」と

いう。)において様式参考例が示された。

#### 財産目録と貸借対照表

財産目録は私学法においては平成 16 年改正以前より作成及び備置する書類とされているが、少なくとも学校法人会計基準が制定されて以降は、貸借対照表と収支計算書が複式簿記の体系的帳簿組織から誘導的に作成されるのに対し、財産目録はその記載内容、様式に定めがない上に、複式簿記の帳簿体系から必ずしも直接的に導出される情報ばかりではないことから、貸借対照表の内容をより詳細に示す書類とも考えられる。304 号通知に示された様式例においては、資産額は、基本財産と運用財産に区分をしているが、資産額及び負債額につき、貸借対照表の科目ごとにそれぞれ構成する内容を詳細に記載する例を示しており、これらのことから、財務書類としての貸借対照表の内容を分かりやすく説明し、学校法人の状況をより分かりやすく理解を得るための書類と位置付けることができ、事業報告書と同様に財務書類そのものとは区別することが望ましい。

#### 収支計算書

収支計算書については、私学法に具体的な定めがないが、304 号通知では「収支計算書は、基本的に資金収支計算書及び消費収支計算書がこれに該当する」(1-(1)-イ)とし、様式参考例では、学校法人会計基準に定められた資金収支計算書と消費収支計算書の様式を示し、少なくとも大科目については記載するように示されている。

#### 事業報告書

事業報告書は、平成 16 年の私学法改正において新たに作成・備置書類とされたが、「今回、新たに事業報告書の作成を義務付けたのは、財務書類だけでは、専門家以外の者に容易に理解できない場合が多いと考えられることから、財務書類の背景となる学校法人の事業方針やその内容を分かりやすく説明し、理解を得るためであること」(304 号通知 1-(1)-オ)としているように、学校法人の状況をより理解しやすくするための、いわば財務書類の補助的な書類と位置付けている。

### - 3 私学法監査導入の必要性

#### (1) 私学法における財務書類等の様式

私学法では、作成及び開示を求めている財務書類等の作成のための会計処理基準や表示基準を明示していない。

実務上は、学校法人が寄附行為において自ら「この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。」と定めているところが多いため、私学法において作成しなければならないとされている貸借対照表及び収支計算書と、助成法において作成

する貸借対照表及び資金収支計算書、消費収支計算書の作成は同一の基準によって会計処理がされているといえる。しかし、開示されている財務書類等の様式は、304号通知に例示されている様式を含めさまざまであるのが現状である。

## (2) 説明責任を果たすための財務書類等

私学法で作成及び開示を求めている財務書類等については学校法人の機関としての監事による監査が行われるものの、会計・監査の専門家であり独立した第三者である公認会計士等による監査は義務付けられていない。

学校法人は、日本の教育制度を支える重要な機関として、また、一般企業には課されている税金の負担義務が大きく軽減され、更に、国民の税金を補助金というかたちで受ける事業体という面からも、幅広く国民にその経営状況に関する説明責任を負うものである。このような観点から、公教育の担い手であり公共性の高い学校法人が、財政状態と収支の状況に関して説明する重要な手段としての財務書類等の信頼性が確保されているべきであるという社会的要請も高まっている。

この信頼性を確保するためには、複式簿記の原則によって作成される貸借対照表及び収支計算書については、会計・監査の専門家であり独立した第三者である公認会計士等の監査による保証を義務付けることが、学校法人の盤石な経営基盤の確保につながると共に、社会全体にとっても有益であると考えられる。

## (3) 監事の監査と公認会計士等による監査

監事は、学校法人の業務のほか学校法人の財産の状況についても監査し、その意見を述べる義務があるが、監査の内容の具体については私学法において明確に示していない。そこで、私学法に公認会計士等による監査を導入し、財産目録及び事業報告書については、監事により一定の監査が行われることにより、これらを総合して学校法人の財務状況についての説明がより一層盤石なものとなる。

### 私学法監査導入に当たっての諸課題

私学法に公認会計士等による監査を導入するに当たって検討すべき課題として、私学法上の会計処理基準・表示基準の検討、監事監査と公認会計士等による監査の役割、公認会計士等の位置付けとガバナンス、助成法監査と私学法監査の関係、私学法監査の範囲、学校別の収支状況についての説明、私学法監査の監査報告書の提出期限等が挙げられる。

#### - 1 私学法上の会計処理基準・表示基準の検討

##### (1) 私学法上の財務書類の作成基準

助成法において計算書類作成の基準として定めている「学校法人会計基準」(昭和46年文部省令第18号)は、一義的には所轄庁が補助金行政目的で利用するための計算書類の作成基準として定められた基準である。

したがって、「学校法人会計基準」により作成される計算書類は、他の学校法人と比較することや、後年に制度化された国立大学法人等との比較を予定したものでなく、その比較可能性を担保することをその主たる目的とせず、一般に広く公開することを予定していない。

一方、私学法において閲覧に供しなければならないとされている財務書類等についての作成又は表示基準は定められておらず、304号通知においてその様式参考例が示されているに留まっている。また、304号通知の発出後に改正された私学法施行規則第4条の4において、計算書類の作成について「法第47条第1項に規定する書類の作成は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従って行わなければならない。」としているものの、「一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準」が「学校法人会計基準」そのものを指しているわけではない。

304号通知では「なお、学校法人会計基準に従い貸借対照表及び収支計算書を作成している学校法人にあっては、これらを閲覧に供すれば足りること。ただし、この場合は、同会計基準による様式は補助金交付の目的からの表示区分となっているものである旨を注記等により示すことが適当である」(1-(1)-ウ)としており、「学校法人会計基準」により作成される計算書類も一定の情報開示能力があると認めてはいるものの、私学法で作成を求めている財務書類と当然に同一であるとは考えていないものと思われる。

## (2) 私学法上の財務書類の作成基準の必要性

以上のとおり、説明責任を果たすために作成する財務書類について、社会的に同一水準での評価を可能にするためには、財務書類の閲覧開示を義務付けている私学法において一定の会計処理基準及び表示基準(以下「私学法人会計基準」という。)を定める必要がある。

私学法人会計基準を検討するに当たっては、実務に浸透している「学校法人会計基準」を基礎としての再検討が有意義であると考ええる。「学校法人会計基準」は昭和46年に制定されて以来、実務的には学校法人の経理処理の基準となっており、各学校法人の経理事務の全ての仕組みが「学校法人会計基準」への準拠性を確保するために構築されていると言っても過言ではない。「学校法人会計基準」が実務に浸透していることから、私学法人会計基準を全く別個のものとして設定することは現実的とは考えられない。

しかし、「学校法人会計基準」については、会計取引を伴わない基本金概念や、当該基本金の組入額を帰属収入から控除した後に消費支出を差し引いて消費収支差額を算出する計算構造など、問題点や分かりにくさを指摘する意見もあり、私学法人会計基準を制定する場合には、「学校法人会計基準」を検討の基礎としながらも、現在指摘されている諸点についての十分な検討が必要であると考えられ

る。

また、このほかにも、現在の「学校法人会計基準」では触れられていないが、私学法会計基準の設定に当たっては、例えば次の諸点についても十分な検討が必要であると考えられる。

固定資産の減損処理の取扱い

固定資産の減価償却に関する取扱い

資産除去債務の取扱い

金融資産の時価会計の取扱い

退職給付会計の取扱い

継続法人の前提に関する注記（GC）の取扱い

合併及び分離の取扱い

連結財務諸表の取扱い

また、私学法会計基準の制定に当たっては、助成法における会計基準を別に設定せずに私学法会計基準に一本化し、すべての経理事務はこの私学法会計基準への準拠性の確保を目的として組み立てられることとするのが現実的である。補助金行政目的の書類は当該財務書類から一定の組替え手続及び特に指定された書類の追加により作成されることが望ましいと考えられる。

## - 2 監事監査と公認会計士等による監査の役割

平成 16 年の私学法改正により監事の監査内容が強化され、その職務として、学校法人の業務の監査、学校法人の財産の状況の監査、これらの項目について監査報告書を作成し、会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること、の 3 点が明示された。したがって、監事は自らの責任において財産の状況を監査し、その意見を述べなければならないが、必ずしも会計の専門家ではない監事が財産の状況に関する監査を効率的かつ適切に実施することについては困難を伴うものと考えられる。

現在の制度の枠組みの中では、監査の根拠法令は異なっても助成法監査を担当する公認会計士等と私学法に定められた監査を担当する監事とが連携をとることにより、学校法人のガバナンス向上に寄与すると共に財務監査の実効性がより高まり、例えば監事にとっては次のような効果が期待される。

公認会計士等の専門的知識を活用することができる。

公認会計士等によるリスク・アプローチ手法に基づく監査により、内部統制を含む学校法人及びそれらを取り巻く環境と内在するリスクの理解が容易にできる。

公認会計士等による監査上の発見事項を入手できる。

公認会計士等が入手した情報を活用することにより独自に入手する時間等を

節約することが可能となり、財産目録及び事業報告書についての監査やその他の業務に振り向ける時間を増大させることができる。

さらに、公認会計士等による監査が私学法に採り入れられることとなれば両者の連携は法的な根拠を持つこととなり、監事は財産の状況の監査に関して公認会計士等から監査内容及び監査結果について状況を聴取し、これをもって監事が行う財産の状況の監査の一部とすることができ、公認会計士等の監査結果を自らの判断において相当と認めることが可能となると考えられる。

このように、私学法に公認会計士等による監査を導入することにより、公認会計士等と監事の役割が明確となるとともに、学校法人が説明責任を果たすためのより一層のガバナンス強化につながるものとする。

### - 3 公認会計士等の位置付けとガバナンス

私学法に公認会計士等による監査を導入する場合、公認会計士等の独立性の確保と権限の強化を図り、法的な立場を明確にすべきであるとする。

会計監査人を機関として位置付けている会社法(平成 17 年 7 月 26 日 法律第 86 号)では、会計監査人に対し、閲覧謄写報告請求権・子会社調査権(第 396 条)、監査役への報告(第 397 条)、定時株主総会での意見陳述権(第 398 条)、会計監査人の報酬等決定への監査役の同意(第 399 条)等の法的権限が付与されている。会社法において会計監査人を機関として位置付け、法的権限が付与されていることについては、監査役の権限強化と切り離しては考えられない。例えば、監査役に会計監査人の独立性を確保するための選任権・解任権や報酬同意権を付与したことは、会計監査人の機関設定を支える権限といえる。また、監査役には、会計監査人と連携を強化する一方で会計監査の負担を軽減できる手段として、会計監査人の監査を相当と認めることができる手続が規定されている。

一方、私学法における監事は、諮問機関である評議員会の同意を得て業務執行者である理事長が選任すること(私学法第 38 条第 4 項)とされており、公認会計士等の独立性を確保すべき権限も、また、公認会計士等の監査を相当と認める手段も法的に規定されていない。また、ガバナンス強化を図るには、会社法にはない評議員会について、公認会計士等との関係を再検討する必要がある。

以上のとおり、私学法に公認会計士等による監査を導入する場合であっても、会社法と同様に機関として位置付け学校法人のガバナンス強化を図るためには、監事の権限強化や評議員会の位置付けも併せて議論することが不可欠である。

また、私学法において公認会計士等を会社法のように機関化しない場合であっても、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和 49 年 4 月 2 日 法律第 22 号 平成 17 年 7 月 26 日廃止、以下「商法特例法」という。)における大会社の監査を参考に、例えば、閲覧謄写報告請求権やグループ法人の調査権など、段階的

に公認会計士等による監査に必要と認められる行為に法的権限を付し、監事に選任権・解任権や報酬同意権を与えることにより、公認会計士等の独立性の確保と権限の強化を図ることができ、学校法人におけるガバナンス強化にも繋がる。

#### - 4 助成法監査と私学法監査の関係

助成法が昭和 50 年に成立して以来現在に至るまで、公認会計士等による監査は助成法を根拠法令として実施されてきた。助成法監査での公認会計士等の意見は「学校法人会計基準」への準拠性のみではなく、これらの計算書類作成の基となる会計制度の整備状況（内部統制）や全体としての計算書類の適正性に関する意見表明を行っている。

私学法では、ガバナンスの正常な機能と充実した内部統制の発揮により、学校法人が如何に社会的機能を十分に果たしているかについて財務書類を通して社会に開示することを求めていると考えられ、今回提言している私学法への公認会計士等による監査の導入についても、助成法監査と同様に財務書類の適正性を担保するものとする必要がある。

すなわち、これまで助成法に規定されていた計算書類の適正性に関する監査は、私学法の財務書類の適正性の監査へと全面的に引き継ぐこととなり、私学法で公認会計士等の監査の対象となった財務書類が、助成法においてそのまま計算書類として利用される場合には、特段の追加的監査手続は必要とされない。しかし、助成法において追加的に作成を求める書類、例えば現在の助成法で監査対象とされている人件費支出内訳表などがあれば、私学法の監査手続のほか必要な手続を追加して実施し、結果を報告することとなる。

#### - 5 私学法監査の範囲

私学法監査の範囲については、私学法における開示書類に会計・監査の専門家としての公認会計士等が独立した第三者としての保証を行うことへの社会的要請が高まっていることを踏まえ、助成法監査を全面的に私学法監査に移行することが望ましく、全学校法人(準学校法人を除く。)に導入すべきと考える。しかし、実務的には、学校法人のうち、一定規模に満たない法人については公認会計士等による監査を免除することが実務的と考えられる。この場合、現在の助成法監査の免除基準を参考とすることも合理的と考えられる。しかし、収受する経常費補助金が1千万円未満の学校法人を私学法監査の対象外とするにしても、利害関係人の規模等を考慮し、幼稚園のみを設置する学校法人に限ることが社会的要請に合致すると考えられる。

#### - 6 学校別の収支状況についての説明

複数の学校を設置する学校法人は、少なくとも学校別の収支状況を説明すべきであり、法人全体に関しての財務情報の開示だけでは説明責任を十分に果たしていることとはならないと考えられる。

債権者等の利害関係者は法人全体の財務状況に関心の中心があると考えられるが、在学生やその関係者並びに所轄庁等にとっては、直接関連する学校の状況について、より多くの関心を抱いていると考えられる。したがって、各学校の財務情報のうち、少なくとも収支状況に関する説明を主たる財務書類に付属する書類として開示することが必要であり、学校別セグメント情報として消費収支の概要を開示し、これを公認会計士等による監査の対象とすることで、開示される財務書類がより一層利害関係者にとって有益な情報となると考える。

#### - 7 私学法監査の監査報告書の提出期限

現在、私学法では毎会計年度終了後2月以内に理事会で財務書類等のいわゆる承認を行うこととされており、それまでに監事の監査報告も終了することとされている。一方、助成法における計算書類は、理事会で財務書類がいわゆる承認された後に公認会計士等の監査を経て3月以内に所轄庁に提出することとされている。

本報告では、私学法に公認会計士等による監査を導入し、説明責任を担保することを考えているため、公認会計士監査は理事会決議前に終了する必要がある。

商法特例法で、昭和49年に会計監査人を導入したときにも、それまで事業年度終了後2月以内に開催が必要であった株主総会を3月まで延長することができるとしたが、これは会計監査に十分な期間を必要としたためであるとされている。私学法に公認会計士等による監査を導入するに当たっても、これまでの助成法監査と同様に十分な監査手続を行うためには同様な監査期間が必要であり、公認会計士等による監査報告後の財務書類についてのいわゆる承認を行う理事会は毎会計年度終了後3月以内とすることが適当であると考ええる。

また、学校法人には、資産総額の登記が義務付けられている。この資産総額の登記は財務書類が開示されない事業体においては債権者等保護のために、その資産総額(具体的には純資産額)を誰でも確認できるようにするための制度と考えられる。

現在の学校法人の資産総額の登記に関する定めは、組合等登記令(昭和39年3月23日 政令第29号)第3条第3項において、「資産の総額の変更登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から2月以内にすれば足りる」とこととされており、いわゆる決算承認の理事会の開催期限と整合している。しかし、私学法では平成16年度の改正で財務書類の開示が強化されたこともあり、必ずしも資産総額の登記に従来と同様の重要性や意義があるとは考え難い。したがって、決算理事会を2月以内に開催しなければならない制約が組合等登記令にあるとするのであれば、この定めを廃止又は延長することが適当であると考ええる。

以 上